

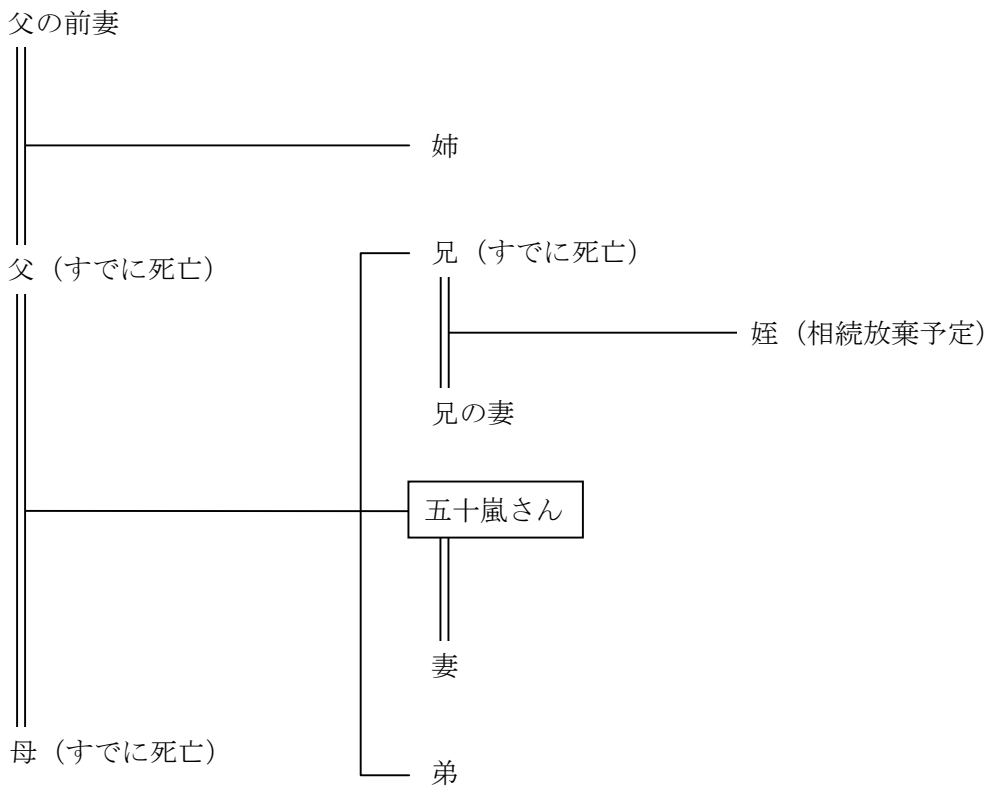
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

五十嵐宏一さん（以下「五十嵐さん」という）は、将来の相続対策について検討している。平成29年6月末の五十嵐さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、五十嵐さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、五十嵐さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 姪は、五十嵐さんの相続について、相続の放棄をする予定である。

(問題1)

(設問A) 平成29年6月末に五十嵐さんに相続が開始した場合、五十嵐さんの相続に係る姉の民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。なお、姪は相続の放棄をするものとする。

1. 1/6
2. 1/8
3. 1/9
4. 1/12

(問題2)

(設問B) 平成29年6月末に五十嵐さんに相続が開始した場合、五十嵐さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの弟の法定相続分として、正しいものはどれか。なお、姪は相続の放棄をするものとする。

1. 1/6
2. 1/8
3. 1/10
4. 2/15

(問題3)

(設問C) 五十嵐さんは、弟に対し、生計の資本とするために以下の現金を贈与しており、この贈与は弟の特別受益となるものである。五十嵐さんが、弟に以下の株式を遺贈する旨の遺言書を作成した後、平成29年6月末に五十嵐さんに相続が開始した場合、弟が贈与および遺贈により取得した財産のうち、五十嵐さんの相続に係る特別受益の額として、正しいものはどれか。なお、弟は、その遺言に従って株式を取得するものとする。

贈与年月等	贈与および遺贈財産	相続開始時の価額	
		時価	相続税評価額
平成23年5月	現金	3,000千円	3,000千円
平成28年9月	現金	2,000千円	2,000千円
遺贈	株式	10,000千円	9,500千円

1. 5,000千円
2. 12,000千円
3. 14,500千円
4. 15,000千円

(問題4)

(設問D) 五十嵐さんが、相続人等に財産を相続させる旨または遺贈する旨の遺言書を作成した後、平成29年6月末に五十嵐さんに相続が開始し、以下のとおり各相続人等がその遺言に従って五十嵐さんの財産を取得した場合、五十嵐さんの妻が他の相続人等に対して遺留分の減殺請求をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

取得者	相続開始時の時価	相続開始時の相続税評価額
五十嵐さんの妻	40,000千円	34,500千円
弟	10,000千円	9,500千円
兄の妻	50,000千円	50,000千円
合計	100,000千円	94,000千円

1. 0円
2. 750千円
3. 10,000千円
4. 35,000千円

(問題5)

(設問E) 姉、姪および兄の妻は、五十嵐さんの財産の維持や増加について特別の寄与をした。平成29年6月末に五十嵐さんに相続が開始した場合における寄与分に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 仮に、姪が相続の放棄をしない場合であっても、姪に寄与分は認められない。
2. 姉には寄与分が認められるが、兄の妻には寄与分は認められない。
3. 寄与分は遺贈よりも優先されるため、寄与分を侵害する遺贈は無効である。
4. 寄与分は、原則として、家庭裁判所の調停または審判により定められるため、共同相続人による協議のみで定めても無効である。

(問題6)

(設問F) 遺贈および死因贈与に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 遺贈は、遺言者の意思表示のみによってその効力が生ずる単独行為であるが、死因贈与は契約であるため、贈与者と受贈者の意思の合致が必要である。
2. 負担付遺贈については、受遺者が一定の義務を負担することになるため、遺言者と受遺者が遺言者の生前にその内容について合意する必要がある。
3. 個人が死因贈与により取得した財産は、遺贈により取得した財産と同様に、相続税の課税対象となる。
4. 遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、原則として、遺贈の効力は生じず、受遺者の相続人が受遺者の地位を承継することはない。

(問題7)

(設問G) 普通養子に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 普通養子となる者は、養親となる者の尊属または養親となる者よりも年長者であってはならない。
2. 普通養子である者の戸籍には、養子であることが記載されるため、戸籍を確認することにより、養子縁組の事実を把握することができる。
3. 普通養子は、実親または養親のいずれに相続が開始しても、その相続人となる。
4. 養親と未成年者である普通養子との離縁は、当事者間の協議のみでは行えず、原則として、家庭裁判所の許可を得なければならない。

(問題8)

(設問H) 推定相続人の廃除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 遺言書に特定の推定相続人を廃除する旨の記載があった場合、その廃除の対象となった推定相続人は、相続の開始後に遅滞なく家庭裁判所に廃除の請求をしなければならない。
2. 推定相続人の廃除の対象者は、遺留分を有する推定相続人に限られるため、遺留分をすでに放棄した遺留分権利者については廃除の対象者とならない。
3. 推定相続人の廃除が認められた場合、その廃除された推定相続人に直系卑属である子がいるときは、その子が代襲相続人となる。
4. 推定相続人の廃除が認められた後において、被相続人は、いつでも推定相続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

(問題9)

(設問I) 認知に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 父が胎児を認知する場合、母の承諾は必要ない。
2. 父が成年者である子を認知する場合、その子の承諾が必要である。
3. 父が成年被後見人であっても、子を認知する場合、成年被後見人の同意は必要ない。
4. 父が、子が10歳の時に認知した場合、その子が生まれた時からすでに父子関係があったものとされる。

問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題10)

(設問A) 公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 公正証書遺言書は、公証役場以外の場所に公証人が出向いて作成することもできる。
2. 遺言者の推定相続人の配偶者や子は、成年者であれば公正証書遺言作成時の証人となることができる。
3. 公正証書遺言においては、推定相続人のうち一人を遺言執行者として指定しなければならない。
4. 公正証書遺言を撤回するための新たな遺言は、公正証書遺言でなければならない。

(問題11)

(設問B) 次の記述のうち、遺言書に記載しても法的効力が生じないものはどれか。

1. 祖先の祭祀等については長男に主宰させる旨を遺言書に記載した。
2. 相続人が妻、長男、長女の3人である場合に、相続分について妻に4分の1、長男に2分の1、長女に4分の1と指定する旨を遺言書に記載した。
3. 未成年者である子を認知する旨を遺言書に記載した。
4. 相続人が長男、長女、二女の3人である場合に、長男に全財産を引き継がせる目的で、長女と二女は遺留分を放棄する旨を遺言書に記載した。

(問題 1 2)

(設問C) 遺産分割協議等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 代償分割を行った場合において、相続により土地を取得した相続人が、代償財産として他の相続人に自己の所有する株式を交付したときは、その株式は相続開始時の時価で譲渡したも
のとして、所得税の課税対象となる。
2. 遺産分割協議により銀行借入金の承継者やその負担割合を決めたとしても、債権者の同意が
ない場合には、その借入金について、相続人は法定相続分に応じて返済する義務がある。
3. 被相続人が、自己の相続開始後5年を超えない期間を定めて遺産分割を禁止するには、生前
に家庭裁判所に申請をしなければならない。
4. 遺産分割協議が成立した後に、新たに被相続人の財産が発見された場合には、その財産の重
要性の有無、価額の多寡にかかわらず、遺産分割協議は無効となるため、共同相続人は、新
たに発見された財産を含めて遺産分割協議をやり直さなければならない。

(問題 1 3)

(設問D) 任意後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意後見契約の成立後、任意後見委任者の事理を弁識する能力が精神上の障害により不十分
になった場合には、原則として、任意後見委任者または配偶者等の請求により、家庭裁判所
が任意後見監督人を選任する。
2. 任意後見委任者以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、原則として任意後見
委任者本人の同意がなければならない。
3. 任意後見監督人は、いつでも任意後見人に対して、任意後見人の事務の報告を求めることが
できる。
4. 任意後見監督人が選任される前に任意後見契約を解除することができるのは、正当な事由が
ある場合に限り、家庭裁判所の許可が必要である。

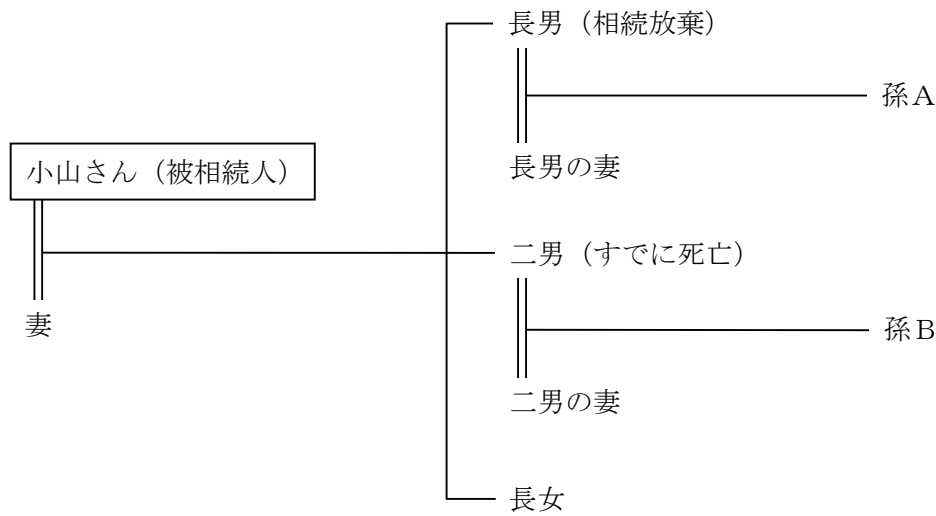
問3

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

小山義則さん（以下「小山さん」という）は、平成29年4月20日に東京都内の病院で死亡した。小山さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、小山さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、小山さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図]



- ・ 長男は、小山さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妻、長男、長女および孫Bは、いずれも相続または遺贈により財産を取得している。
- ・ 孫Aは、相続または遺贈により財産を取得していない。

(問題14)

(設問A) 相続人等が小山さんから生前に贈与を受けた以下の財産のうち、各相続人等の相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続開始時の 相続税評価額	備考
平成26年 6月	長男	骨董	2,800千円	2,500千円	—
平成27年 8月	長女	上場株式	5,000千円	5,500千円	—
平成28年 2月	孫B	現金	2,000千円	2,000千円	(注1)
平成28年10月	孫A	現金	1,200千円	1,200千円	(注2)

(注1) 孫Bが大学の学費として贈与を受けたもので、孫Bはそのうち1,200千円を大学の授業料に充て、残りの800千円は株式の購入資金に充てている。

(注2) 孫Aは、この現金を絵画の購入資金に充てている。

1. 8,600千円
2. 8,800千円
3. 9,800千円
4. 11,000千円

(問題15)

(設問B) 小山さんの死亡により、小山さんが保険契約者(保険料負担者)であった生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を受け取った。相続税における長女の生命保険金の非課税金額として、正しいものはどれか。

区分	死亡保険金受取人	死亡保険金額
QA保険	妻	50,000千円
QB保険	長男	20,000千円
QC保険	長女	30,000千円

1. 4,500千円
2. 5,625千円
3. 6,000千円
4. 7,500千円

(問題16)

(設問C) 妻は、小山さんの死亡により、小山さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金、弔慰金および給与を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妻の相続税の課税対象となる金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、小山さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額600千円であり、小山さんの死亡は業務上の死亡ではない。

区分	金額	備考
退職手当金	40,000千円	退職金規程に基づくものであり、平成29年6月27日に支給額が確定した。
弔慰金	5,000千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分はない。
給与	600千円	平成29年4月の給与（支給期4月25日）であり、平成29年4月25日に支給された。

1. 21,400千円
2. 22,000千円
3. 26,400千円
4. 27,000千円

(問題17)

(設問D) 小山さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは、以下のとおりである。相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
固定資産税	500千円	長女	(注1)
墓地購入代金	400千円	妻	(注2)
お布施・戒名料	600千円	長男	(注3)
通夜飲食費	200千円	長女	
その他の通夜・葬儀費用	2,000千円	妻	

(注1) 平成29年度分の固定資産税で、相続開始後に納税通知書が送付されてきたものである。

(注2) 小山さんが生前に購入した墓地の代金で、相続開始時点で未払いのものである。

(注3) 小山さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。

1. 2,700千円
2. 2,800千円
3. 3,200千円
4. 3,300千円

(問題 18)

(設問E) 小山さんが所有していた宅地の相続等による取得者等の状況は、以下のとおりである。甲宅地 → 乙宅地の順にそれぞれ限度面積まで小規模宅地等の特例の適用を受けた場合において、これらの宅地の相続税評価額（小規模宅地等の特例適用後の金額）の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の算式を使用し、適用面積は小数点以下第1位を四捨五入すること。

	地積	取得者	相続開始時の 相続税評価額 (小規模宅地等の 特例適用前)	備考
甲宅地	264m ²	妻	36,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 甲宅地は、小山さん夫婦の自宅の敷地である。 妻は甲宅地を家屋とともに相続により取得した後、平成29年6月28日に売却し、長女と同居するために転居している。
乙宅地	100m ²	孫B	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 乙宅地は、小山さんの貸付事業用宅地（アスファルト舗装の貸駐車場用地）である。 孫Bは乙宅地を遺贈により取得し、相続税の申告期限までに貸付事業を引き継ぎ、乙宅地を相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、貸付事業の用に供している。

<貸付事業用宅地等がある場合の限度面積の算式>

$$A \times 200 / 400 + B \times 200 / 330 + C \leq 200 \text{ m}^2$$

A：特定事業用宅地等の面積

B：特定居住用宅地等の面積

C：貸付事業用宅地等の面積

1. 13,900千円
2. 14,000千円
3. 15,200千円
4. 17,200千円

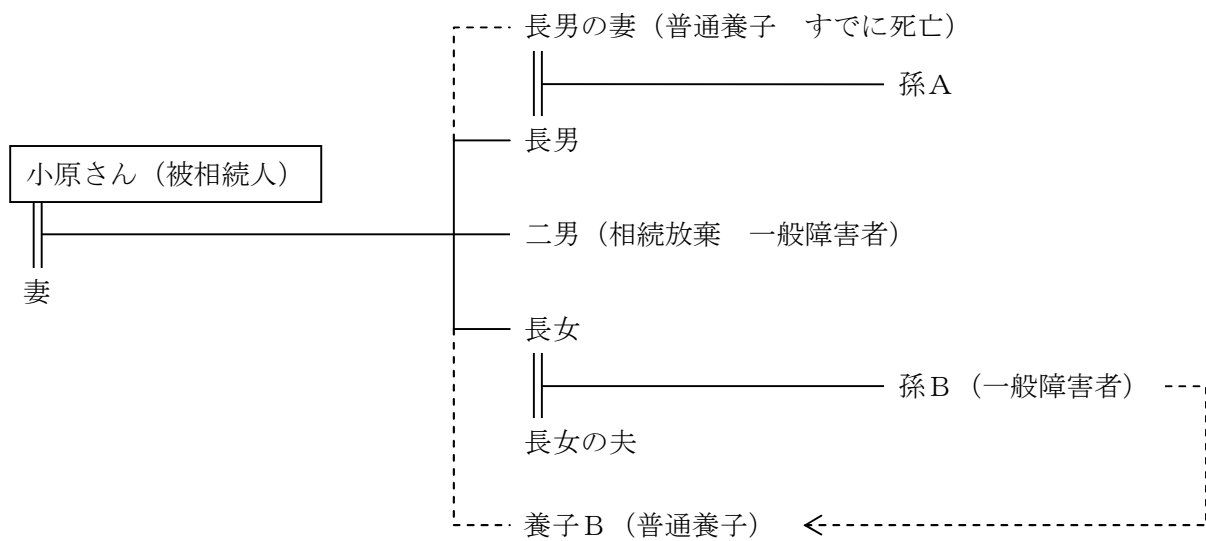
問4

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

小原博さん（以下「小原さん」という）は、平成29年3月20日に東京都内の病院で死亡した。小原さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、小原さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、小原さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 二男は、小原さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 小原さん夫婦は、昭和62年に長男の妻を、平成10年に孫Bを普通養子としている。
- ・ 小原さんの相続開始時において、二男は58歳、孫Bは27歳である。
- ・ 妻、長男、二男、長女、孫Aおよび養子B（孫B）は、いずれも相続または遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

(問題19)

(設問A) 小原さんの相続に係る相続税における「遺産に係る基礎控除額」として、正しいものはどれか。

1. 48,000千円
2. 54,000千円
3. 60,000千円
4. 66,000千円

(問題20)

(設問B) 仮に、小原さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が600,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 163,000千円
2. 170,000千円
3. 177,000千円
4. 194,000千円

(問題21)

(設問C) 仮に、小原さんの相続に係る相続税の課税価格の合計額等が以下のとおりであった場合、配偶者の税額軽減適用後の小原さんの妻の相続税額として、正しいものはどれか。なお、妻は配偶者の税額軽減の適用要件をすべて満たしているものとする。

課税価格の合計額	500,000千円
相続税の総額	104,050千円
小原さんの妻の課税価格	300,000千円
小原さんの妻の算出税額（税額軽減前）	62,430千円

1. 0円
2. 10,405千円
3. 29,134千円
4. 52,025千円

(問題22)

(設問D) 長女は、過去に以下の財産の贈与を受けている。仮に、小原さんの相続に係る長女の相続税の算出税額が10,000千円であった場合、長女が控除することができる贈与税額として、正しいものはどれか。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続時の 相続税評価額	各年分の 贈与税額
平成26年1月	小原さん	現金	2,000千円	2,000千円	90千円
平成27年9月	小原さん	株式	3,000千円	2,000千円	190千円
平成28年8月	長男	絵画	1,000千円	2,000千円	90千円
平成28年9月	小原さん	現金	1,000千円	1,000千円	

1. 220千円
2. 235千円
3. 310千円
4. 325千円

(問題23)

(設問E) 小原さんの相続に係る相続税額の計算上、税額控除等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 孫Aは、代襲相続人であるため、相続税額の2割加算の対象とはならない。
2. 養子B(孫B)は、いわゆる孫養子であり、代襲相続人ではないため、相続税額の2割加算の対象となる。
3. 二男は、相続の放棄をしているため、障害者控除の適用を受けることはできない。
4. 養子B(孫B)の障害者控除額が、養子B(孫B)の相続税額を超える場合、その超える部分の金額は、長女に納付すべき相続税額があれば、その相続税額から控除することができる。

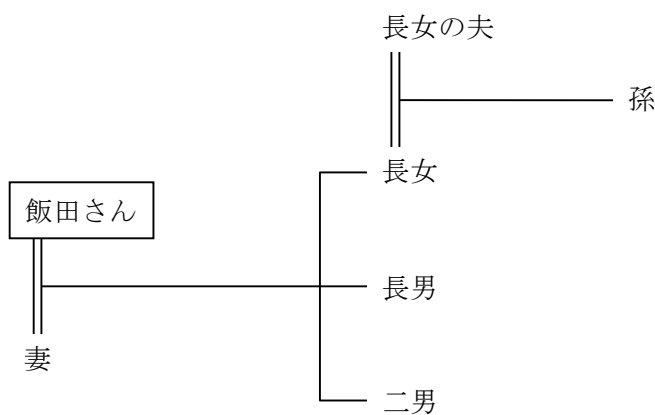
問5

次の設例に基づき、相続対策に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

飯田隆太さん（以下「飯田さん」という）は、将来の相続対策について検討している。飯田さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、飯田さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、飯田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



[飯田さんに相続が開始した場合に相続税の課税対象になる財産]

相続財産の内容	財産の価額	備考
現預金	90,000千円	財産の価額は相続税評価額である。
その他の財産	120,000千円	
死亡保険金	10,000千円	非課税金額控除前の受取金額である。

- ・ 死亡保険金は、保険契約者（保険料負担者）および被保険者が飯田さん、死亡保険金の受取人が妻である生命保険契約に基づき、妻が取得するものとする。
- ・ 飯田さんに相続が開始した場合、妻、長女、長男および二男は、いずれも相続により財産を取得するものとする。また、孫は遺贈により財産を取得しないものとする。

(問題 2 4)

(設問A) 仮に、現在の親族関係のまま、飯田さんが、保有している現預金を以下のとおり贈与し、その翌年に飯田さんに相続が開始した場合、この贈与による課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用については考慮しないものとする。

贈与者	受贈者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
飯田さん	二男	現預金	28,000千円	二男は、この贈与について初めて相続時精算課税制度の選択をするものとする。
飯田さん	孫	現預金	3,000千円	孫は、この贈与について相続時精算課税制度の選択をしないものとする。

1. 0円
2. 3,000千円
3. 6,000千円
4. 31,000千円

(問題 2 5)

(設問B) 仮に、現在の親族関係のまま、飯田さんが、保有している現預金から保険料を支払って、以下の生命保険契約を締結した後に飯田さんに相続が開始した場合、この生命保険契約締結による課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、いずれの保険契約においても、相続開始時点の解約返戻率は支払済保険料の80%であるものとする。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額	一時払い保険料
飯田さん	飯田さん	妻	20,000千円	18,000千円
飯田さん	長女	孫	12,000千円	10,000千円

1. 0円
2. 8,000千円
3. 10,000千円
4. 18,000千円

問6

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題26)

(設問A) 相続税の延納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 期限後申告により納付すべき相続税額が100千円を超え、その申告書の提出日までに金銭で納付することが困難である場合には、その納付を困難とする金額を限度として延納が認められる。
2. 相続税の延納の許可を得るためには、原則としてその延納税額および利子税の額に相当する担保を提供しなければならないが、延納税額が5,000千円以下で、かつ、延納期間が3年以下である場合には担保の提供は不要である。
3. 相続税の延納期間中に納付すべき利子税の割合については、その納税者の相続税額の計算の基礎となった財産の価額の合計額のうちを占める不動産等の価額の割合によって異なっている。
4. 延納の許可を受けた者が、資力の状況の変化等により、許可を受けた延納条件の履行が困難となった場合には、原則として分納期限が到来していない分納税額について、延納条件の変更を申請することができる。

(問題27)

(設問B) 相続税の物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 物納申請が、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がないとして却下された場合には、その物納申請者は、物納が却下された相続税額について、延納の申請をすることができる。
2. 相続時精算課税制度の適用を受けた生前贈与財産は、その贈与が被相続人の相続開始前3年以内に行われた場合に限り、物納に充てることができる。
3. 小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地を物納した場合、その特例適用後の価額が収納価額となる。
4. 相続税額を超える価額の土地を物納した場合において、金銭により還付されることとなるその土地の超過物納部分については、譲渡所得として所得税の課税対象となる。

(問題 28)

(設問C) 相続税の申告手続き等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 同一の被相続人に係る相続税の申告書を提出すべき者が2人以上おり、その申告書の提出先が同一である場合には、これらの者は、申告書を共同して提出することができる。
2. 相続税の申告書を提出すべき者が、その提出期限前に納税管理人の届出をして日本国内に住所および居所を有しないこととなる場合には、出国する日までに申告書を提出しなければならない。
3. 相続税の申告書を期限内に提出し、提出期限後に、その申告に係る相続税額に不足額があることが判明した場合には、税務署長による更正があるまでの間は、更正の請求をすることができる。
4. 遺産分割協議により財産を取得しなかったため相続税の申告書の提出義務がなかった者が、相続税の申告期限後に発見された遺言書によって遺贈の受遺者となり、納付すべき相続税額があることとなった場合には、修正申告書を提出することができる。

(問題 29)

(設問D) 相続により取得した財産の全部または一部が相続税の申告期限までに共同相続人間で未分割である場合における取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 財産の全部が未分割である場合には、配偶者が民法の規定に従った相続分（寄与分を除く）の割合により財産を取得したものとして、配偶者の税額軽減の適用を受けることができる。
2. 被相続人の債務を負担する者が確定していないときは、各共同相続人が民法の規定に従った相続分（寄与分を除く）の割合によりその債務を負担したものとして、相続税の課税価格を計算する。
3. 未分割である宅地については、申告期限後、所定の期間内にその宅地の分割が確定すれば、小規模宅地等の特例の適用を受けることができる。
4. 未分割である非上場株式等については、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができない。

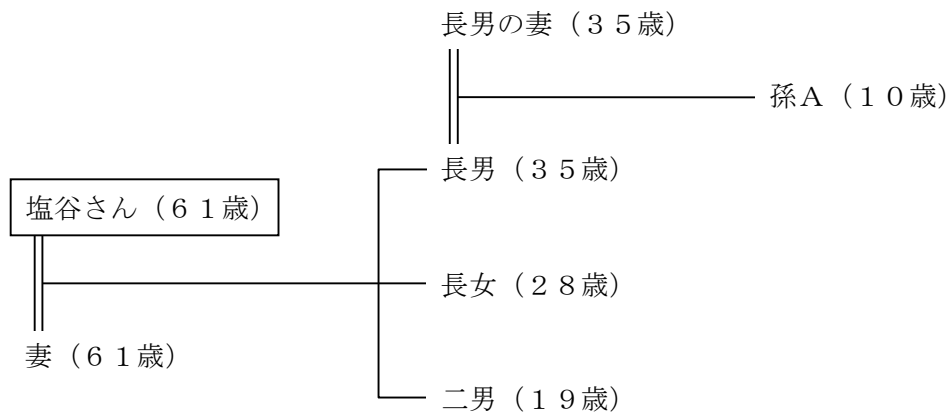
問7

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付税額が最も少なくなるように計算してください。

<設例>

塩谷大作さん（以下「塩谷さん」という）とその親族は、財産の贈与について検討している。塩谷さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、塩谷さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、塩谷さんおよびその親族の所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



・ 年齢は平成29年1月1日現在のものである。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合(一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円以下		10%	—
2,000千円超	3,000千円以下	15%	100千円
3,000千円超	4,000千円以下	20%	250千円
4,000千円超	6,000千円以下	30%	650千円
6,000千円超	10,000千円以下	40%	1,250千円
10,000千円超	15,000千円以下	45%	1,750千円
15,000千円超	30,000千円以下	50%	2,500千円
30,000千円超		55%	4,000千円

<贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合の贈与税額>

贈与税額=①+②

- ① すべての財産を一般税率で計算した税額に占める一般贈与財産の割合に応じた税額
- ② すべての財産を特例税率で計算した税額に占める特例贈与財産の割合に応じた税額

(問題30)

(設問A) 塩谷さんの妻が塩谷さんから平成29年中に以下の財産の贈与を受けた場合、塩谷さんの妻が納付すべき平成29年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、塩谷さんの妻は贈与税の配偶者控除の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとする。

贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
建物	6,000千円	宅地は、塩谷さん夫婦の自宅建物の敷地である。建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には塩谷さん夫婦が居住している。宅地、建物ともに居住用部分の割合は80%である。
宅地	15,000千円	
現金	3,000千円	塩谷さんの妻は、このうち2,000千円を上記建物の居住用部分の増築費用に充て、残額1,000千円は定期預金にした。

- 1. 335千円
- 2. 520千円
- 3. 580千円
- 4. 1,190千円

(問題31)

(設問B) 塩谷さんが平成29年中に長男に以下の財産を譲渡し、長男が相続税法における著しく低い価額の対価で譲渡を受けたと認められた場合、長男が納付すべき平成29年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、この譲渡は長男が資力を喪失したために行ったものではない。また、長男は相続時精算課税制度の選択をしないものとする。

譲渡財産	価額	
宅地	譲渡時の相続税評価額	15,000千円
	譲渡時の通常の取引価額(時価)	18,000千円
	譲渡価額	7,000千円

1. 1,170千円
2. 1,510千円
3. 2,070千円
4. 2,710千円

(問題32)

(設問C) 二男が平成29年の20歳の誕生日に以下の財産の贈与を受けた場合、二男が納付すべき平成29年分の贈与税額として、正しいものはどれか。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
塩谷さん	上場株式	2,500千円
塩谷さんの妻	上場株式	2,500千円
塩谷さんの長男	絵画	1,250千円

1. 730千円
2. 763千円
3. 895千円
4. 1,250千円

(問題33)

(設問D) 長女が塩谷さんから以下の財産の贈与を受けた場合、長女が納付すべき平成29年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長女は「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとする。

贈与年月	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
平成28年10月	上場株式	18,000千円	長女はこの贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択し、限度額までその適用を受けている。
平成29年5月	現金	20,000千円	長女は、平成29年5月に自己の居住の用に供する省エネ等住宅(注)の取得契約を締結し、全額をその取得に充てている。

(注) エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として政令で定めるもの。

1. 0円
2. 200千円
3. 600千円
4. 1,000千円

(問題34)

(設問E) 塩谷さんは、孫Aへ教育資金の一括贈与を、また長女へ結婚・子育て資金の一括贈与を検討している。「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「教育資金特例」という)および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「結婚資金特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 教育資金特例の対象となる受贈者は、教育資金管理契約を締結する時において30歳未満の者に限られ、結婚資金特例の対象となる受贈者は、結婚・子育て資金管理契約を締結する時において20歳以上50歳未満の者に限られる。
2. 教育資金特例および結婚資金特例ともに、特例の適用を受けるためには、資金の一括贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出しなければならない。
3. 孫Aが教育資金特例の適用を受けた後、教育資金管理契約が終了する前に塩谷さんが死亡した場合、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額については、孫Aが塩谷さんから相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となる。
4. 長女が結婚資金特例の適用を受けた後、結婚・子育て資金管理契約が終了する前に塩谷さんが死亡した場合、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があっても、その残額については、相続税または贈与税の課税対象とはならない。

(問題35)

(設問F) 贈与税の配偶者控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、贈与税の配偶者控除の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 贈与税の配偶者控除の適用要件の一つである婚姻期間は、夫婦が婚姻の届出をした日から、配偶者控除の対象となる財産の贈与を受けた年の1月1日までの期間により計算する。
2. 妻が、夫から居住用不動産の持分の贈与を受けて、贈与税の配偶者控除15,000千円の適用を受けた場合、翌年以降、さらにその夫から居住用不動産の残りの持分の贈与を受けるときには、5,000千円を限度として、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができる。
3. 妻が、夫から居住用不動産の贈与を受け、その年中に夫が死亡した場合、妻は贈与税の配偶者控除の適用を受ける旨の記載をした相続税の申告書を提出すれば、贈与税の申告書を提出しなくても、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができる。
4. 妻が夫から店舗兼住宅の持分の贈与を受けた場合、「贈与を受けた持分の割合」がその店舗兼住宅の「居住用部分の割合」以下であるときは、その「贈与を受けた持分の割合」に対応する部分は、贈与税の配偶者控除の適用対象となる。

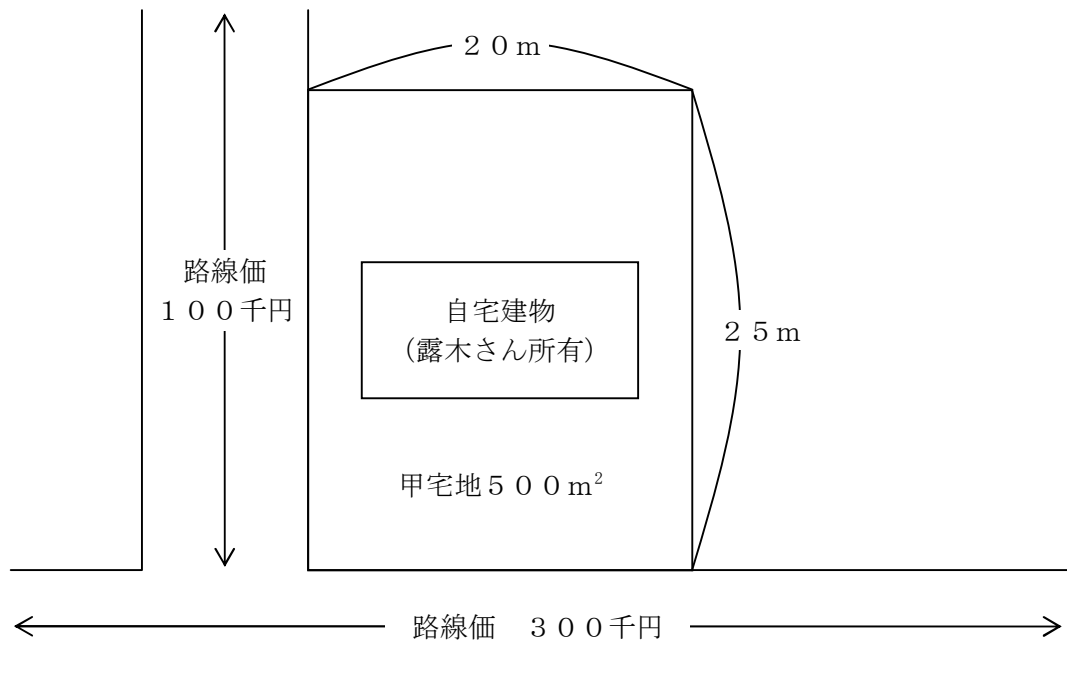
問8

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

露木繁敏さん（以下「露木さん」という）は、所有している甲宅地の有効利用について検討している。なお、甲宅地の状況等は以下のとおりである。

[甲宅地の状況]



- ・ 地区区分 普通商業・併用住宅地区
- ・ 奥行価格補正率（奥行20 m以上28 m未満） 1.00
- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.08
準角地	0.04

- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 甲宅地は、借地権の設定に際して権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 甲宅地は、露木さんおよび妻の自宅建物の敷地である。
- ・ 甲宅地は、広大地には該当しない。

(問題36)

(設問A) 仮に、現時点で露木さんに相続が開始した場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 126,280千円
2. 150,000千円
3. 152,000千円
4. 154,000千円

(問題37)

(設問B) 露木さんは、自宅建物を取り壊して、甲宅地に賃貸用アパートを建築し、近所の分譲マンションに転居することを検討している。仮に、この建物が完成して賃貸を開始した後に、露木さんに相続が開始した場合の甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、露木さんの相続開始時の建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[建物の床面積等の状況]

- ・ 建物の総床面積：1,200m²
 - ・ 建物の各独立部分の床面積の合計：1,000m²
 - ・ 上記のうち、賃貸されていない独立部分（空室）の床面積の合計：100m²
- ※相続開始前から空室となっており、一時的な空室とは認められない。

1. 124,640千円
2. 126,280千円
3. 127,376千円
4. 129,052千円

(問題38)

(設問C) 仮に、(問題37)の建物（賃貸用アパート）が完成して賃貸を開始した後に、露木さんに相続が開始した場合、この建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の建物の固定資産税評価額は100,000千円であり、利用状況は(問題37)のとおりであるものとする。

1. 70,000千円
2. 73,000千円
3. 73,800千円
4. 77,500千円

問9

相続等により取得した財産の相続税評価額等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題39)

(設問A) 平成29年4月20日に死亡した山根さんが保有していたTPゴルフクラブの会員権の状況は以下のとおりである。TPゴルフクラブの会員権を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、このゴルフクラブの会員権は、取引相場のない預託金形態のものである。

[TPゴルフクラブの会員権の状況]

購入年月日	平成11年8月8日
名義書換料	600千円
預託金	6,000千円

- ・ 名義書換料および預託金は、山根さんがこのゴルフ会員権を購入した時にTPゴルフクラブに支払ったものである。
- ・ 名義書換料は退会時には返還されない。
- ・ 預託金は課税時期から3年経過後に返還を受けられるものである。
- ・ 課税時期における基準年利率の複利現価率(3年)は、0.999とする。
- ・ このゴルフクラブの会員権は株式・預託金併用型ではない。

1. 4,200千円
2. 5,994千円
3. 6,000千円
4. 6,600千円

(問題40)

(設問B) 平成29年5月5日に死亡した伊丹さんが保有していた株式投資信託TLオープンの状況は以下のとおりである。TLオープンの受益証券を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、TLオープンは収益分配金のない投資信託であり、金融商品取引所に上場されているものではない。

[TLオープンの状況]

平成29年5月5日の保有口数	3,000万口
購入時の基準価額(1万口当たり)	3,800円
平成29年5月2日(火)の基準価額(1万口当たり)	3,730円
平成29年5月3日(祝)の基準価額(1万口当たり)	取引なし
平成29年5月4日(祝)の基準価額(1万口当たり)	取引なし
平成29年5月5日(祝)の基準価額(1万口当たり)	取引なし
平成29年5月6日(土)の基準価額(1万口当たり)	取引なし
平成29年5月7日(日)の基準価額(1万口当たり)	取引なし
平成29年5月8日(月)の基準価額(1万口当たり)	3,690円
平成29年5月5日に解約した場合に源泉徴収される所得税の額に相当する金額(1万口当たり)	0円
信託財産留保額	解約時の基準価額に対して0.6%
解約時手数料	なし

※表中の数値は、復興特別所得税を考慮していない。

1. 11,003,580円
2. 11,063,220円
3. 11,122,860円
4. 11,190,000円

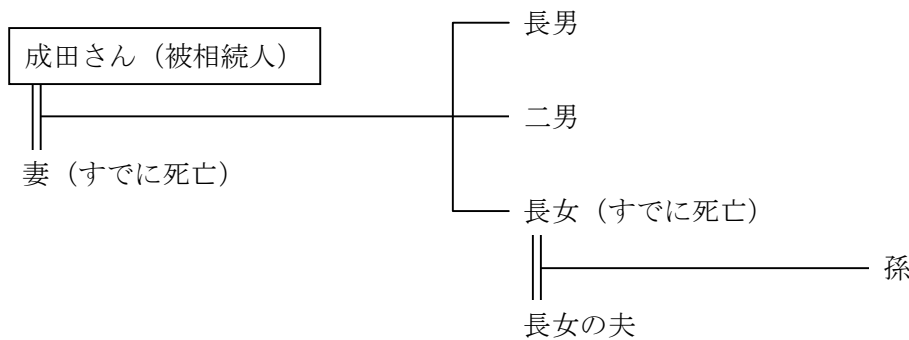
問10

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

成田敏夫さん（以下「成田さん」という）は、平成29年3月1日にオーストラリアのシドニーの病院で死亡した。成田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。

[相続人等関係図]



[国籍および住所地等に関する事項]

相続人等	住所地		相続開始時の 日本国籍の有無
成田さん	平成5年5月まで	東京都	あり
	平成5年6月から相続開始まで	シドニー	
長男	平成5年5月まで	東京都	なし
	平成5年6月から平成18年4月まで	シドニー	
	平成18年5月から相続開始まで	東京都	
二男	平成5年5月まで	東京都	なし
	平成5年6月から相続開始まで	シドニー	
孫	平成27年7月まで	東京都	あり
	平成27年8月から相続開始まで	シドニー	

[各相続人が相続により取得した財産（積極財産）]

相続人	相続財産の内容	相続開始時の 相続税評価額
長男	東京都所在の賃貸用不動産	50,000千円
	GL社（本店シドニー）の株式	4,000千円
	GM銀行（本店東京都）本店の普通預金	15,000千円
二男	シドニー所在の不動産（成田さんの自宅の土地建物）	45,000千円
	GN銀行（本店シドニー）東京支店の定期預金	18,000千円
孫	GN銀行（本店シドニー）本店の普通預金	25,000千円
	日本国債	5,000千円

[債務および葬式費用等]

- ・ 成田さんの葬式費用（通常の費用）は総額1,500千円であり、長男、二男および孫が500千円ずつ負担した。
- ・ 東京都所在の不動産の購入のためのGM銀行（本店東京都）本店からの借入金2,500千円は長男が承継した。
- ・ シドニー所在の不動産の購入に係るGN銀行（本店シドニー）本店からの借入金3,500千円は二男が承継した。

（問題4 1）

（設問A）成田さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 62,000千円
2. 62,500千円
3. 64,500千円
4. 66,000千円

（問題4 2）

（設問B）成田さんの相続に係る二男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 0円
2. 17,500千円
3. 18,000千円
4. 59,000千円

（問題4 3）

（設問C）成田さんの相続に係る孫の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 4,500千円
2. 5,000千円
3. 29,500千円
4. 30,000千円

(問題 4 4)

(設問D) 制限納税義務者に対する相続税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、各規定の適用要件を満たしているものとし、贈与税および相続税に係る日米租税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 制限納税義務者は、未成年者控除および障害者控除の適用を受けることはできない。
2. 制限納税義務者が相続により取得した国内財産は、物納することができない。
3. 配偶者が制限納税義務者である場合、配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用を受けることができる。
4. 被相続人の死亡時の住所が国外にあり、相続人が制限納税義務者である場合、その相続人は、自ら納税地を定めて相続税の申告書を提出する。

問 1 1

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

Y A株式会社（以下「Y A社」という）およびY B株式会社（以下「Y B社」という）の代表取締役社長である佐久間佳貴さん（以下「佐久間さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。Y A社およびY B社に関する状況等は以下のとおりである。なお、佐久間さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、佐久間さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[Y A社およびY B社の状況]

●株主構成

	Y A社		Y B社	
	役職	保有株数	役職	保有株数
佐久間さん	代表取締役社長	25,000株	代表取締役社長	150株
佐久間さんの妻	取締役	5,000株	—	0株
佐久間さんの長男	部長	0株	取締役	50株
合計（＝発行済株式総数）		30,000株		200株

●資本金等の状況

	Y A社	Y B社
資本金等の額	30,000千円	10,000千円
1株当たりの類似業種比準価額	2,300円	53,000円
1株当たりの純資産価額	5,400円	42,000円
1株当たりの配当金額	直前期 50円	直前期 0円
	直前々期 60円	直前々期 0円

●会社区分等

- ・ Y A社およびY B社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式で、1株につき1個の議決権がある。
- ・ Y A社およびY B社の株式評価上の会社規模は以下のとおりである。
Y A社：中会社（Lの割合0.60）
Y B社：小会社
- ・ Y A社およびY B社は、特定の評価会社には該当しない。

[その他]

- 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- 1株当たりの配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。
 また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式	
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主がない場合		中心的な同族株主
			中心的な同族株 主がいる場合		役員である株主また は役員となる株主
同族株主以外の株主			その他の株主	配当還元 方式	
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グループ に属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主がない場合		役員である株主また は役員となる株主
			中心的な株主が いる場合		その他の株主
議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主				配当還元 方式	

(問題45)

(設問A) 仮に、佐久間さんが保有するYA社の株式1,000株をYA社の役員(同族株主以外の者)に贈与した場合、贈与を受けたYA社の役員を受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

- 500円
- 550円
- 2,300円
- 3,540円

(問題46)

(設問B) 仮に、佐久間さんが保有するYA社の株式1,000株を長男に贈与した場合、長男の受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 550円
2. 2,300円
3. 3,540円
4. 5,400円

(問題47)

(設問C) 仮に、佐久間さんが保有するYB社の株式100株を長男に贈与した場合、長男の受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 42,000円
2. 47,500円
3. 48,600円
4. 53,000円

(問題48)

(設問D) 自社株(非上場株式)の株価引下げ対策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 法人税法上、損金算入できる範囲内で貸倒引当金を繰り入れた場合、利益金額が減少するため、類似業種比準価額を引き下げることができるが、純資産価額は変わらない。
2. 類似業種比準価額の計算においては、非経常項目は除外して利益金額を計算するため、役員退職金の支払いのような非経常的な支払いをしても、類似業種比準価額は変わらない。
3. 法人税法上、保険料支払時にその全額を損金算入できる定期保険に加入した場合、その保険に加入しなかった場合に比べて、純資産価額を引き下げることができるが、類似業種比準価額は変わらない。
4. 純資産価額の計算において、評価会社が保有する土地は路線価等に基づき評価して計算されるため、実際の売買価格より路線価等による評価額が低い土地を購入すれば、直ちに純資産価額を引き下げることができる。

(問題49)

(設問E) 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「遺留分に関する民法の特例」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本特例における除外合意とは、後継者が旧代表者から生前贈与を受けた非上場株式については、その価額を遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入せず、遺留分減殺請求の対象から除外することをいう。
2. 本特例における固定合意は、後継者を含む遺留分権利者全員が書面により合意することにより、後継者が旧代表者から生前贈与を受けた非上場株式について、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入する価額を、その合意時の価額に固定することをいう。
3. 本特例の対象となる中小企業者は、本特例の合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場会社でなければならない。
4. 本特例の効力は、後継者が除外合意または固定合意をした日から1ヵ月以内に経済産業大臣に申請し、その確認を得ることにより生じ、家庭裁判所の許可は必要ない。

(問題50)

(設問F) 譲渡制限株式に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 会社法に規定する公開会社でない会社(譲渡制限会社)においては、発行済株式総数に占める議決権制限株式の割合について制限はない。
2. 譲渡制限株式の発行会社は、定款で定めることにより、相続により譲渡制限株式を取得した者に対して、その相続による取得があったことを知った日から1年以内に限り、その株式を会社に売り渡すよう請求することができる。
3. 取締役会が設置されている譲渡制限株式の発行会社が譲渡制限株式の譲渡承認の請求を受けた場合は、原則として、その請求の日から2週間以内に株主総会において承認または不承認の決議を行わなければならない。
4. 相続人が相続により取得した譲渡制限株式をその発行会社が買い取る場合の価格が、当事者間の協議により決定できないときは、その会社は裁判所に価格決定の申立てを行うことができる。